

【表 3】工場事業場の騒音

振動規制法に基づく規制

		昼間 7：00～19：00	夜間 19：00～7：00
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

福島県振動防止対策指針に基づく規制

第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域以外の地域

建設作業の騒音

振動規制法に基づく規制

区域の区分	指定地域の範囲	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域	75 デシベル以下	7：00～19：00	1日 10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域	第1種区域を除く地域		6：00～22：00	1日 14 時間を超えないこと		

福島県振動防止対策指針に基づく規制

敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準※	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
75 デシベル以下	7：00～19：00	1日 10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜・休日でないこと

※災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業は除く。